

第1回府中市市民活動推進協議会 会議録

(要旨)

- 開催日時 平成23年2月4日(金) 午前10時から11時30分
- 開催場所 府中市役所北庁舎3階第3会議室
- 出席者 朝岡委員、山崎委員、佐藤(洋)委員、佐藤(恵)委員、金子委員、長島委員、西埜委員、久保田委員、竹内委員、横野委員、津田委員、堺委員
- 欠席者 中嶋委員
- 事務局 東海林市民生活部部長、皆木市民生活部次長、森井市民活動支課長、赤岩市民活動支援課長補佐、岩田支援係長、内藤事務職員

- 議事 開会
 - 1 依頼状の交付
 - 2 委員紹介
 - 3 会長の選出について
 - 4 副会長の選出について
 - 5 今後の進め方について
 - 6 その他

- 資料
 - 1 府中市市民活動推進協議会委員名簿
 - 2 今後の進め方について(案)(資料1)
 - 3 会議の公開について(案)(資料2)
 - 4 府中市市民活動推進協議会傍聴者名簿(案)(別紙1)
 - 5 府中市市民活動推進協議会の傍聴について(案)(別紙2)
 - 6 府中市市民活動推進協議会設置要綱

- 1 開会 東海林部長より、委員への謝辞と、市民との協働によるまちづくりの推進に向けた施策のほか、府中駅南口A地区再開発事業の保留床活用について検討いただきたいとの挨拶があった。
- 2 委員紹介 全委員及び事務局が自己紹介を行った。
- 3 会長の選出について
会長の及び副会長の選出については、市民活動推進協議会設置要綱第4条第2項により委員の互選と規定しているため、他薦を求めた。

その結果、2名の委員から朝岡委員の推薦があり、全委員の承認を得て会長には朝岡委員が就任することとなった。

4 副会長の選出について

会長選任と同様、本協議会設置要綱第4条第2項による他薦により、1名の委員から山崎委員の推薦があり、全委員の承認を得て副会長には山崎委員が就任することとなった。

5 今後の進め方について

＜府中市からの依頼書について＞

依頼事項

- (1) NPO・ボランティア等の活動の推進に関する事項
- (2) 府中NPO・ボランティア活動センターの運営に関する事項
- (3) NPO・ボランティアの活動その他の市民活動の拠点に関する事項

(事務局) 本協議会は、市民活動の活性化に向けた施策を、総合的かつ計画的に推進するために検討していただくことを目的としており、依頼事項(1)については、NPO・ボランティア団体の活動の推進や、これらの団体と自治会等の地域活動を行っている組織とのネットワークの強化、市民、事業者、関係機関、行政との協働等、(2)については、平成14年度に設置した府中NPO・ボランティア活動センターは21年度からNPO法人に運営委託を開始したが、今後、更なる団体支援につながるための具体的な施策、(3)については、府中駅南口A地区再開発事業で市が2フロアを買い取り、市民活動スペースとして活用する計画があることから、この場所の有効な活用についてそれぞれ検討していただきたい。

(委員) 依頼事項の記載が抽象的で、内容が掴めない。例えば(1)に記載されている「NPO・ボランティア等の活動の推進」についても、その現状や問題点がどうなっているのか、それを踏まえてこういう方向で議論を進めるといった提示はあるのか。

(事務局) 市内には様々な分野のNPO・ボランティア団体が存在し、活動を行っている。しかしながら、その活動は団体の中だけに限定されることが多く、団体間の連携による「横のつながり」が少ないのが現状である。同様に市内には自治会などの団体も多く存在しているが、それぞれで活動しているためネットワークが組めていない。

また、コミュニティビジネスという地域の課題をビジネス感覚で解決していく手法があるが、府中市内ではそのような手法を用いるNPOがほとんどない状況である。今後、団体がますます活発な活動を継続していくためには、ボランティア精神を原動力とするだけでなく、収益を得ながら活動していくことも必要となってくる。

このようなことから、依頼事項（1）は、全市的なNPO・ボランティア活動の支援について検討していただきたい。

（委員長） 依頼事項をどう捉えるのかは我々協議会が積極的に議論をしていくことであり、皆さんが所属する現場からも積極的な提議をお願いしたい。

（1）の全市的なNPO・ボランティア活動についてだが、そろそろ転換期に差し掛かっていると思う。NPOはNPO法人だけを指すだけではなくなっているし、NPO（Non-Profit Organization）でありながら、さまざまなProfit（利益）をもたらす活動もある。また、ボランティアとはいうがその活動対価は必ずしも無償ではなくなっている。今後は社会的問題を解決する起業の活動が府中市内においても活発化していくと思われる。以上のことは、今までの府中市におけるNPO・ボランティアの枠組みよりも広い現象といえる。

また、（2）は、（1）を推進するためのセンターであり、改めてふさわしいものを考える必要がある。

最終的には、その活動の拠点となる（3）の施設をどうするのかという議論になると思うので、皆さんの意見を聞きながら進めていきたい。

（委員） 企業選出の委員からコミュニティビジネスに関する各市の特徴について紹介していただきたい。

（委員） 府中NPO・ボランティア活動センターには、90以上の団体が登録していると聞いている。府中市内のNPO・ボランティアの現状について、大まかなジャンルでよいので、どのようなNPOがあるのか整理したうえで、全体像が見える形で提示願いたい。また、行政として、このようなNPO・ボランティアにどのような資金援助をしているのかを教えていただきたい。

(委員長) 他市のコミュニティビジネスの状況について、企業選出の委員に報告をお願いしたい。また、自治会・町内会の現状についても可能な範囲で説明願いたい。団体の状況と団体支援の状況については、事務局とセンターで調整をして、次回の協議会で報告してほしい。

(委員) コミュニティビジネスに関して、現在取り組んでいることや、ここ3～4年の事例について説明したい。

<会議の開催予定について> 資料1「今後の進め方について(案)」参照

(事務局) 22年度は3月に2回目を開催し、23年度は会議回数4回、他市の視察回数2回を予定している。1回の会議時間は2時間程度とする。会場については、市役所会議室を予定しているが、予約の関係で変更することがある。

委員以外の会議出席については、本協議会設置要綱第5条第3項の規定により、府中NPO・ボランティア活動センターを運営しているNPO法人等が出席し、発言することがある。

<会議の公開について> 資料2「会議の公開について(案)」参照

(事務局) 会議及び議事録は公開が原則であるため、本協議会についても公開としていきたい。会議開催の広報は毎回行うこととする。会議録は要点記録とし、発言者の氏名は記載しないこととする。

<会議の傍聴について>

別紙1「府中市市民活動推進協議会傍聴者名簿(案)」

別紙2「府中市市民活動推進協議会の傍聴について(案)」参照

(事務局) 傍聴希望者は別紙2に記載する遵守事項の確認後に別紙1に必要な事項を記載し入室する。傍聴人数は10人を定員としているが、会議会場によっては定員を減らすこともある。配布資料はレジメのみとし、その他の資料は閲覧としたい。

(委員長) 委員に配布する資料と同じものを傍聴者全員に配布し、退室時に回収するようにしたい。

6 その他

(事務局) 市民活動支援課では、平成18年度から「市民提案型市民活動支援事業」という、市民団体と市が協働して市民の公益に寄与する事

業を実施している。4月21日（木）に事業実施団体を選定する審査会を開催するが、本協議会から審査委員に3名を推薦していただきたい。

次回の会議日程

3月25日（金）午後3時～

会場：府中NPO・ボランティア活動センター

第1回府中市市民活動推進協議会

日 時 平成23年2月4日(金)

午前10時～

場 所 府中市役所北庁舎3階第3会議室

会議次第

1 開 会

2 依頼状の交付

3 委員紹介

4 議 題

(1) 会長の選出について

(2) 副会長の選出について

(3) 今後の進め方について

5 その他

今後の進め方について（案）

1 会議等日程

平成 22 年度会議開催日程

第 1 回 平成 23 年 2 月 4 日（金）午前 10 時～正午

第 2 回 平成 23 年 3 月 25 日（金）午後 2 時～4 時

平成 23 年度会議開催日程

第 3 回 平成 23 年 5 月（予定）

第 4 回 平成 23 年 7 月（予定）

第 5 回 平成 23 年 10 月（予定）

第 6 回 平成 24 年 2 月（予定）

平成 23 年度現地視察日程

第 1 回 平成 23 年 4 月（予定） 視察先：浦和

第 2 回 平成 23 年 9 月（予定） 視察先：八王子

2 会議会場

基本的に市役所本庁舎会議室を会場とするが、会場手配等の関係でその他の会場を使用することがある。

3 委員以外の会議出席

府中市市民活動推進協議会設置要綱（抜粋）

（会議）

第 5 条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

会議の公開について

1 会議の公開

附属機関等の会議は、府中市情報公開条例（平成12年9月26日条例第27号）第32条第1項により、原則公開するものとされており、これを遵守する。

府中市情報公開条例（抜粋）

（会議の公開）

第32条 附属機関等の会議は、公開する。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- （1）他の法令等に特別の定めがある場合
- （2）不開示情報に該当する事項を審議する場合
- （3）会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

2 会議の開催の広報

会議の開催に際しては、あらかじめ日程、会場等を市報に掲載し、会議を開催することを原則とする。傍聴人数、申込みが必要かどうかについても掲載する。

（例） ■府中市市民活動推進協議会

○月○日（○）午後○時 市役所北庁舎第○会議室／傍聴希望の方（先着10人）は当日直接会場へ／問合せは市民活動支援課（335・4035）へ。

3 会議録の作成及び公開

会議後は、要点記録による会議録を作成し、一般の閲覧に供する。なお、発言者の氏名は公開しない。

- 公開場所 市役所3階市政情報公開室、府中市ホームページ
- 会議録の内容
 - ・会議名、開催回数、開催日時、開催場所
 - ・出席者（委員・事務局）、傍聴人数
 - ・会議内容

4 傍聴者人数の制限

傍聴者人数は10人を定員とし、申込みは当日直接会場とする。

なお、会場によっては10人に満たない場合もあるため、傍聴者人数は会議開催について市報に掲載する際、決定することとする。

5 傍聴者名簿への記入及び注意事項

傍聴者は傍聴者名簿（別紙1）に必要事項を記入し、傍聴についての諸注意（別紙2）を確認したうえで指定された場所で傍聴する。

6 会議資料の配布

当日の会議資料は傍聴者にも原則として配布する。ただし、配布する資料が閲覧用の場合については、会議終了後回収する。

府中市市民活動推進協議会 傍聴者名簿（案）

1 日 時 平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇） 〇〇時～

2 場 所 府中市役所北庁舎〇階第〇会議室

3 傍聴者

番号	氏 名	住 所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
1 0		

府中市市民活動推進協議会の傍聴について（案）

傍聴される方は、会議の進行を妨げないよう、次の点をお守りください。

- 1 会場で住所、氏名を記入して、ロビーでお待ちください。事務局がご案内しますので、指定された席にお座りください。
- 2 危険物を所持している方、酒気を帯びている方、その他会長が職務執行上支障があると認める方は、傍聴をお断りします。
- 3 会議中は静粛を旨とし、次の事項をお守りください。
 - (1) 発言をしない
 - (2) みだりに席を離れたり、外部に出たりしない
 - (3) 写真、ビデオ等での撮影、録音をしない
- 4 前条の規定に違反し、そのため審議会の進行が妨害されると認められる場合は、退場していただくことがあります。